

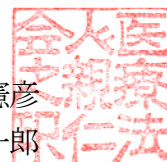
## 通 達

親仁会 (15) D-50 号

2016 年 3 月 31 日

職員各位

医療法人 親仁会  
理 事 長 山本 憲彦  
人事部長 川元伸一郎



### 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画について

2016 年 4 月 1 日に施行される女性活躍推進法は、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化等の社会経済情勢の変化に対応し、女性の職業生活における活躍を推進するため、国・地方公共団体、民間事業主が担う責務を明らかにして、2025 年までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組むことを目的につくられた法律です。

この法律において、常時雇用する労働者が 301 人以上の事業主には、①自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、②状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・社内通知・公表・届出、③女性の活躍に関する情報公表が義務づけられました。

親仁会においても「行動計画」を策定し届け出た上で、その行動計画に基づく取り組みを進めていく必要があります。

親仁会の「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を定めましたので、職員各位におかれましてはご承知いただきますよう、宜しくお願い致します。

以 上

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

医療法人親仁会

親仁会で働く男性職員が育児休業や介護休業を取得することによって、その妻である女性職員が職場や社会で活躍できるようにするため、下記の行動計画を策定する。

### 記

1. 計画期間 2016年4月1日から2021年3月31日までの5年間

2. 内容

#### 目標1

計画期間内に、複数の男性職員の育児休業等の取得者をめざす。

<対策>

男性職員も育児休業や介護休業を取得でき、そのことが女性の活躍に繋がることを周知徹底するため、啓蒙活動や広報活動をさらに強化します。

2016年3月30日策定